

青少年健全育成推進事業等交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育事業の振興策として、青少年健全育成推進事業等交付金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年規則第1号。）に規定するもののほか、必要事項について定めるものである。

(交付の対象)

第2条 この交付金の交付対象は、社会教育関係団体、青少年育成関係団体及び各種サークル等の団体が直接実施する次に掲げる事業とする。

(1) 青少年健全育成推進事業

ア 青少年を対象とした体験活動や社会参加を目的とする活動等

イ 青少年を対象とした野球、テニス、バレーボール等の各種スポーツ教室の開催等

(2) 家庭教育推進事業

子育て中の保護者を対象とした家庭教育講座の開催等

(3) むかし遊び伝承事業

むかし遊び教室の開催等

(交付対象経費)

第3条 この交付金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 報償費（講師等謝金）

(2) 旅費（講師等費用弁償）

(3) 需用費（消耗品費、印刷製本費）

(4) 役務費（保険料、通信運搬費）

(5) 使用料及び賃借料

(交付金の額)

第4条 この交付金の額は、1事業につき2万5千円を限度とし、対象事業が多い場合は、配分する。

(交付申請)

第5条 この交付金の交付を受ける場合は、事業交付金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他村長が必要と認める書類

(決定通知)

第6条 村長は、交付金の申請を受けたときは内容を審査し、事業交付金の交付・却下を決定する。

2 村長は、前項の決定について、速やかにその旨を申請者に対し事業交付金交付決定・却下通知書（様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第7条 この交付金の交付を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業終了後20日以内に事業交付金実績報告書（様式第5号）及び収支決算書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（決定の取り消し）

第8条 村長は、事業者が交付金を交付の目的以外の用途に使用し、又は交付金の交付を受けた事業に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第9条 村長は、以下に掲げる場合は、交付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- （1）事業者が交付金の申請に際して偽りその他不実の記載を行ったとき。
- （2）事業者が交付金を交付の目的以外の用途に使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が認められたとき。
- （3）村長は前各号の場合においては、事業者に対し、不当に支払われた交付金の返還を請求するものとする。

（書類の保管等）

第10条 この交付金の交付を受けた場合は、交付金の収支及び支出に係る書類を適正に管理し、また交付を受けた年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。